

富岡
消防署

花火をするときの注意点



安全に楽しく遊ぶコツ

子供の頃にやった花火は大人になってからも心の思い出に残るもの。子供たちにとっては、夜に遊ぶことができ、また、大人公認の「火遊び」ですから、大変楽しいものだと思います。しかし、使用方法や注意事項を守らないと大きな事故や火災につながりますので、下記の点に注意してください。

1 強風時や空気が乾燥している気象条件下では花火をしないこと。

点火の際は、体を風上にして、風下の人が火の粉をかぶらないよう、風の方向に注意しましょう。

2 子供たちだけで花火をしない、させない。必ず大人が付き添い、燃えやすいものがある場所を避け、また、花火を人や家に向けないこと。

3 花火を分解したり、複数本束ねて火をつけるなどしないこと。

火薬が一度に燃えて大変危険です。

4 筒物花火は、筒の中をのぞかない。途中で消えても中を決してのぞかないこと。

手持ちのものは、筒底を握らず、筒の中程より下をもち、体から離して使用しましょう。

5 水バケツを用意し、確実に消火すること。

燃えカスに火が残っていたことに気付かずゴミ箱に捨てて、火災になったケースも。



6 説明書、注意書を必ず読むこと。

思いもよらない方向や距離まで飛んでいってしまい、火災となる場合がある。

7 花火が終わったら、花火のゴミは必ず持ち帰る。

最近、花火のゴミが放置され、社会問題となっています。周囲に迷惑をかけず、マナーを守りましょう。

住宅用 火災警報器

一般住宅の寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。皆さんの家族を火災から守るために早期設置に努めて下さい。また、消防署では訪問販売や業者への設置依頼等は行っておりません。



平成23年5月31日まで残り1,066日（平成20年8月1日現在）

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119



8月
おねがい
エアコン屋外機には
専用のアースを
つけましょう。

■お問い合わせ先
広野町役場町民課
☎024012714160
税務グループ

お申し出は、8月18日までにお願
いします。
町民課税務グループの窓口にお申
し出いただいた後、速やかに10月分
の年金からのお支払いを中止する手
続きを行います。8月18日を過
ぎてお申し出いただいた場合は、10
月分の中止手続きに間に合いません
ので、お申し出いただく時期により
12月分以降の年金から中止させて
いただくこととなります。ご了承下
さい。

② これからの保険税を、口座振
替により納めていただける
方。

Information

福祉環境グループ

● 8月16日の盆送り供物等の回収について

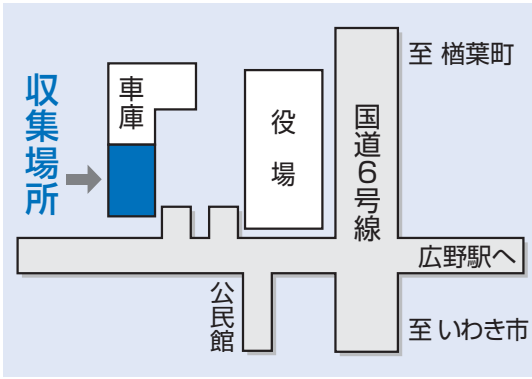
町内の河川等の環境を守り、町をきれいにするために今年から盆送りの供物等をお預かりいたしますので、お知らせいたします。

なお、お預かり場所（左記）には供物台を設け焼香が出来るよう準備しております。

◆期日 8月16日(土)

午前6時～午前9時まで

◆場所 広野町役場「公用車駐車場」



● 障がい者出張相談会の開催について

障がいを持った方の困り事悩み事など

開催日	時間	場所	相談に当たる機関	利用料
● 8月21日(木)	午前10時から午後3時まで	保健センター	結いの里(榎葉町)	無料
● 9月2日(火)				
● 9月18日(木)				

● 手話通訳者派遣事業の実施について

町では、社会参加活動などの際に、必要とする方へ手話通訳者を派遣いたします。

利用に当たっては、申請が必要となりますので役場福祉環境グループまでお問い合わせ下さい。

■ お問い合わせ先

広野町役場福祉環境グループ
☎ 2712115

町民保健グループ

● 長寿医療（後期高齢者医療）制度の保険料のお支払い方法の変更に ついて

長寿医療制度の保険料について、本年4月より年金からお支払いいただいている方、又は本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下のいずれかの要件を満たす方は、事前に金融機関の窓口にて保険料の口座振替の手続きを行っていただいた上、「ご本人控え」をお持ちいただき、広野町役場町民保健グループへお申し出いただくことにより、保険料を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。

- ① 国民健康保険の保険料を確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合
- ② 世帯主又は配偶者がいる方（年金収入が180万円未満の方）でその口座振替により納付する場合

お申し出は、8月18日までにお願いたします。

広野町役場町民保健グループへお申し出いただいた後、速やかに10月

分の年金からのお支払いを中止する手続きを行います。8月18日を過ぎてお申し出いただいた場合は、10月分の中止手続きに間に合いませんので、お申し出いただく時期により12月以降の年金から中止させていただきます。ご了承ください。

■ お問い合わせ先

広野町役場町民課町民保健グループ
☎ 024012712113

税務グループ

● 65歳以上の国民健康保険加入世帯主の皆様へ

国民健康保険税について、本年10月より年金からお支払いいただく予定となっている方のうち、以下の①及び②のいずれの要件も満たす方は、事前に金融機関の窓口にて口座振替の手続きを行っていただいた上、「ご本人控え」をお持ちいただき、町民課税務グループの窓口へお申し出いただくことにより、保険税を口座振替によりお支払いいただくことが可能となります。お申し出の際は、印鑑をご持参ください。

- ① これまで、保険税を滞納することなく納めていただいている方。